

2009年6月19日

各 位

熊本県熊本市南熊本三丁目14番3号
株式会社トランスジェニック
代表取締役社長 山村 研一
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 IR・広報担当 森田貴子
電話番号 078-306-0590

新規膵臓がんマーカーに対する抗体ならびにその診断応用に関する特許が国内で成立

株式会社トランスジェニック(代表取締役社長:山村研一、熊本県熊本市)と国立がんセンター(総長:廣橋説雄、東京都中央区)は、2008年10月14日に新規膵臓がんマーカーに対する抗体ならびにその診断応用に関する特許を共同出願しておりました。このたび、日本国内において当該特許が成立し、設定登録(特許第4319700号)されましたので、お知らせいたします。

あらたな腫瘍マーカーの同定ならびにこれらを用いた診断方法の確立は、がんの早期診断や個別化医療の実現という観点から求められています。当社では、様々ながん種を対象として腫瘍マーカーの探索同定に取り組むとともに抗体を用いた新たな診断方法の研究開発を進めています。

この取り組みの一環として、当社は、2007年12月より膵臓がんの早期診断の実用化を目的として、国立がんセンター研究所 化学療法部 尾野雅哉室長、山田哲司部長らと共同研究を開始し、共同研究開始から約11ヶ月とごく短期間で、膵臓がんの診断に有望な新規腫瘍マーカーの測定系の開発に成功しました。

この成果については、今後の開発・実用化に向けて早期に知的財産の確保を図ることに合意し、共同で特許出願を行うとともに、特許庁が2008年10月より試行を開始した「スーパー早期審査制度」を利用し、早期の権利化を図りました。

今後、当社と国立がんセンターは共同研究を継続し、このたび早期の権利化を図った知的財産を活用し、診断薬メーカーへのライセンスや簡易測定システムの開発など実用化に向けた取り組みを進めます。

なお、現時点においては、当該特許の取得が当社の業績に及ぼす影響は未定であります。今後、重大な影響を与えることが判明した場合には速やかにお知らせいたします。

ご参考:

2008年10月14日発表資料

「新規膵臓がんマーカーに対する抗体ならびにその診断応用に関する特許出願について」

<http://www.transgenic.co.jp/jp/pressrelease/pdf/20081014.pdf>

スーパー早期審査制度について

特許庁が2008年10月より試行を開始した制度です。

現行の早期審査制度を拡充したもので、早期の事業化を目指す発明などに対し、出願人のニーズに柔軟に対応しつつ特許審査の一層の迅速化をすすめる制度とされています。

膵臓がんについて

現在わが国のがんによる死亡者数は年間32万人を超えています。なかでも膵臓がんは、肺・胃・大腸・肝臓に次ぎ、その死亡者数は約2万2千人と約7%を占めています。（出所：「がんの統計2007年版」財団法人がん研究振興財団）この膵臓がんの特徴は、早期において症状が乏しいことから早期発見が非常に困難であることや、進行が早く早期の段階から他の臓器への転移することが挙げられます。これらの点からも、膵臓がんを克服するためには治療ができる早期の段階での発見が重要であるとされています。

膵臓がんの診断方法について

近年、超音波検査やCT検査など画像検査が用いられるようになったものの、より簡便に確実に早期の膵臓がんを検出する診断方法の確立が望まれています。

現在、簡便な診断方法としては、血液中の腫瘍マーカー（CA125、CA19-9、CEAなど）の測定が用いられていますが、これらは偽陽性となることも多いことから、膵臓がん特異的な腫瘍マーカーを用いた診断検査法の確立が待ち望まれています。

以上